

# 定例会議の開催状況

## 第1 開催日時

令和3年7月15日（木） 午前10時～午後4時10分

## 第2 開催場所

公安委員会室

## 第3 出席者

1 公安委員会

溝渕委員長、泉委員、上枝委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、  
首席監察官、情報通信部長、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

## 第4 委員説示

委員から「警察官には精励がよく似合う。日本は治安がいいとよく言  
われるが、日本中の警察職員の勇気、使命感の積み重ねでそれが実現し  
ていることを忘れてはならないと思っている。また、公安委員を務めた  
6年間の香川県警の諸活動を高く評価したい。積極性、柔軟性があり、  
県民の安全安心のために『行動する』警察であった。これまで『警察の  
よき理解者、建設的なご意見番、一人一人の警察職員の応援団』をモッ  
トに公安委員会活動を進めてきたが、今後は一人の県民として、引き  
続き県警察の応援団であり続けたいと思う」旨の発言があった。

## 第5 議題事項

なし

## 第6 報告事項

1 令和3年度警察官採用試験（大学卒業程度）の実施結果等について  
県警察から、令和3年度警察官採用試験（大学卒業程度）は、184人  
が受験し、41人（男性警察官33人、女性警察官6人、術科（柔道）1  
人、語学（中国語）1人、最終競争倍率4.5倍）が合格した旨の報告が  
なされた。

委員から、「競争率もあるし、昨年は採用者がなかった語学での合格者もあって良かったと思う。リクルーター活動等、採用の体制がしっかりとしていると思う。合格者に対しても採用までの間のサポート等を丁寧にやっていることがわかった」旨の発言があり、更に委員から「今後は採用後、途中退職者が出ないようなサポートもしていただきたい」旨の発言があった。

県警察から「リクルーター活動では、単に応募させるだけでなく、応募者に確実に受験してもらえるようサポートすることを重視している。

また、途中辞退を防止するためにも採用の段階から、警察組織のことをよく理解してもらうとともに採用後も十分な教育をしてまいりたい」との説明があった。

## 2 令和3年6月中の苦情申出の受理・処理状況について

県警察から、令和3年6月中の苦情申出の受理・処理状況についての報告がなされた。

委員から「苦情の申出については、無為に時間を費やすことなく、肃々と処理していただきたい。また、駐在所に寄せられた感謝事例については、警察官が冷静さと適切なコミュニケーション能力を備えており、それをしっかりと發揮して職務に当たっていることがよく分かった」旨の発言があった。

## 3 令和3年第2四半期における贈与等の報告について

県警察から、香川県職員倫理条例等に基づく、令和3年第2四半期（4～6月）の贈与等の状況について報告がなされた。

委員から「きちんと報告がなされていると思うので、今後ともマンネリ化しないようチェックをしていただきたい」旨の発言があった。

## 4 令和3年上半年における交通情勢等について

県警察から、本年上半年の交通死亡事故は18件18人で、前年同期に比べ発生件数は9件（33.3パーセント）減少、死者数は10人（35.7パーセント）の減少であった旨の報告がなされた。

委員から「交通事故件数、死者数ともに昨年に比べ減少傾向にあることが分かった。歩行者妨害をはじめとした取締りが積極的になされており、事故防止に有効なのだろうと思う。また、交通事故抑止には道路管

理者等関係機関との連携も大事になってくると思うので、しっかりとお願いしたい」旨の発言があり、県警察から「事故抑止に即効性があるのは交通指導取締りであると思うが、マンパワーに頼るところの大きい取締りだけに左右されることなく、道路管理者等と連携し、ハード面の整備にも尽力してまいりたい」との説明がなされた。

#### 第7 決裁

- 1 香川県公安委員会の活動状況（4～6月）について（申（通）報）
- 2 苦情処理結果について

#### 第8 意見の聴取の審議結果について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取について報告がなされ、審議の上、処分内容を決定した。

#### 第9 その他

- 1 建造物損壊事件被疑者の検挙について  
県警察から、琴平町で発生した建造物損壊事件の被疑者を検挙した旨の報告がなされた。
- 2 東京オリンピック特別派遣部隊の活動等について  
県警察から、東京オリンピック特別派遣部隊の活動状況等について報告がなされた。
- 3 警察署協議会の開催結果について  
委員から、令和3年7月14日（水）開催の「令和3年度第2回観音寺警察署協議会」の結果について紹介がなされた。
- 4 審査請求の裁決について  
県警察から、行政不服審査法に基づく審査請求について報告がなされ、裁決書の内容を審議の上決定した。
- 5 公安委員会宛ての苦情の処理結果について  
県警察から、受理した苦情について、事実関係及び措置状況について報告がなされ、審議の上、通知する内容等を決定した。
- 6 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について  
県警察から、6月中のストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について報告がなされた。

以上